北 朝 鮮による拉致被害者に対する万全の支援及び拉致問 題 の解決促進に 関する決 議

平成二十二年三月二十六日

参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

北 朝 鮮 に よる拉 致は 我が 玉 の 玉 家 主 権 及 び 玉 民 の 生 命と安全 に か か わ る 重 大 な 問 題で あり、 未 曽 有 の 玉 家

的 犯 罪 で ある。 我 が 玉 は す ベ て の 拉 致 被 害 者 の 安全を 確 保 ŕ 直 ちに 帰 玉 させ るとともに、 拉 致 に 関 す る 真

相 の 究 明 لح 拉 致 実 行 犯 の 引 渡 L を 強 < 要 求し て しし る。

こ れ 5 の 点 に か Ы が み、 参 議 院 に お L١ て は、 こ れ ま で 複 数 回 に わ た IJ 拉 致 問 題 の 解 決 を 求 め る 決 議 を 行

つ

て きた が、 こ の 際 政 府 に 対 L 改 め て、 平 成 + 兀 年 に 帰 玉 し た 拉 致 被害 者 及 び そ の 家 族 に 対 す る支 援 措 置 に 万

全 を期すととも に 拉 致 問 題 の 解 決なくし て国 交正常化は あ IJ 得 な ١J ۲ の 不動 の 立 場 か 5 北 朝鮮 لح の 間 で 粘

1) 強 < 協 議 を進め、 次 の 諸 点に · 留 意 Ų 拉 致 問 題 の 抜 本 的 解 決 の 促 進 に 遺 漏 な きを期すことを求め る。

平成十四年に 帰 玉 U た 拉 致被 害者及びその家族並びに今後帰 国する拉致被害 者等の自立及び生活基 盤 の

再建等に 資するよう、 国 地方公共団体、 民間 4 体等の連携に留意 ŕ 支援策の実施に十全の対応をする

こと。

政府は、 適時適切に、 拉致被害者等支援法改正後の実施状況、 帰国した被害者の生活基盤の再建等の状

況及び補償の 問 題、 未帰 国 の被害者の状況等を勘案の上、 被害者の支援について万全を期すこと。

三、政府認定に係る拉致被害者以外で、 拉致の疑 しし の ある事案についても、 その真相究明に 積極的に取り組

むとともに、拉致被害者の認定を進めること。

四 拉致問 題に 関 与 U た責任 者等 の 厳 正な処罰の執行とその報告、 具体的な再発防止策の確立、 拉致被害 者

に 対する損 害 賠 償 の 確 実 な 履 行につい て、 北朝鮮に対し強く求めること。

ゼ 政 府 は 拉 致問 題 がい まだに全面解決に至っていないことを踏まえ過去の検証を行うこと。

右決議する。